

## 所得税の確定申告 町民税申告相談は3月17日まで

平成19年分の所得税確定申告と納税及び、平成20年度町民税申告相談は、3月17日までです。

必ず期限内にすまされるようお願いいたします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、無申告加算税や過少申告加算税がかかる場合がありますのでご注意ください。



### ● 会場

上三川町役場 3階大会議室

### ● 受付時間

午前部：午前8時45分～11時

午後部：午後1時～4時

### 【延納制度があります】

確定申告をして納めることにな

### ▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎9122

宇都宮税務署

☎028(621)2151

った所得税を一度に納められない時などには、税額の2分の1以上を3月17日までに納め、残りの税額を6月2日までに納める「延納制度」があります。ただし、延納期間中は、利子税が課せられます。

### 【振替納税制度のご利用を】

所得税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税を希望される人は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

## 乗らない軽自動車の廃車届は3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している人は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

▼県ナンバー軽四輪車は栃木県軽自動車協会

☎028-645-5161

自動二輪車は関東運輸局栃木運輸支局 ☎050-554012019)で。

▼町ナンバー原動機付自転車及び125cc以下の自動二輪車、ミニカー、テラー、トラクター、コンバイン、小型特殊自動車は、

役場住民生活課窓口で。  
▼手続きの方法

町ナンバー車は、廃車したい車両のナンバープレートと印かんを持って、住民生活課窓口にお越しください。



※業者などに頼んで廃車した場合は、手続きが済んでいるかどうかを確認してください。3月末日までに完了していないと、来年度も課税されます。また、住所、氏名が変わった場合も早めに手続きをしてください。

### ▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎9122

宇都宮税務署

☎028(621)2151



# 平成20年度から軽自動車税の納付方法が変わります

平成20年度から軽自動車税がこれまでの金融機関等窓口に加え、「コンビニエンスストア」(以下「コンビニ」という。)でも納付できるようになりました。金融機関の窓口終了後も、全国のコンビニ(営業時間内であれば土日や夜間等も可)で納めることができます。(取り扱いコンビニ店は次のとおりです。)

このため、納付書の様式や納付方法が変わります。

## ●納付方法

コンビニ専用のバーコードが印字された納付書をレジカウンターにお持ちいただき、現金にて納付してください。

## 取り扱いコンビニ店

イーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※バーコードが印字された納付書でも、従来どおり次の金融機関等でお取り扱いいたします。



## 金融機関

- ・上三川町役場出納室
- ・足利銀行本店、支店及び出張所
- ・宇都宮農業協同組合本所、支所及び出張所
- ・栃木銀行本店、支店及び出張所
- ・足利小山信用金庫本店、支店及び出張所
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

## ●ご注意ください

①以下の納付書では、コンビニで納付できませんので、金融機関等の窓口にて納付してください。

・バーコードがない又はバーコードが読み取れないもの

・納期限が過ぎたもの

・金額が訂正されたもの

②コンビニでは納税通知書の発行はできません。

③コンビニで納付いただいた場合、町で納税の納付の確認ができるまで1から2週間程度かかる場合があります。

コンビニで納付後1から2週間以内に、紛失などにより納税証明書の申請をされる場合には、領収書をご持参ください。



コンビニで納付後1から2週間以内に、紛失などにより納税証明書の申請をされる場合には、領収書をご持参ください。

## ▼問い合わせ先

税務課 納税係 ☎9121

## 町税等の納付は

### 簡単便利な口座振替で

- ① 納税のために金融機関へ出向く必要がない
- ② 現金を持たずに納税できるので安心です
- ③ 納税の記録が通帳等に残ります

## ●手続きは簡単です

口座振替は、役場や金融機関へお出かけになる手間や納め忘れを解消します。

手続きは、役場税務課又はあなたの預貯金口座のある金融機関及び郵便局窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みください。一度申し込みされると、廃止届変更届が出されるまで毎年継続されます。

なお、引き落としは、申し込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めに申し込みください。

## ●振替できる町税等

町県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

## ▼取扱金融機関

- ・上三川町役場出納室
- ・足利銀行本店、支店及び出張所
- ・宇都宮農業協同組合本所、支所及び出張所
- ・栃木銀行本店、支店及び出張所
- ・足利小山信用金庫本店、支店及び出張所
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

## ▼問い合わせ先

税務課 納税係 ☎9121